

平成19年第2回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年6月4日 (月)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	6月4日 午前9時00分宣告 (第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	猪俣二郎	12番	大原龍彦
	13番	吉田正昭	14番	山田乙三
	15番	伊藤正昇	16番	奥田信宏
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常勤 特別職	町長	横江 淳一	副町長	水野 一郎
	行政改革 推進室	室長	飯田 晴雄		
	総務部	部長	坂井 正善	次長兼 総務課長	加藤 恒弘
		税務課長	長尾 彰夫		
	民生部	部長	石原 敏男	次長兼 福祉課長	斎藤 仁
		住民課長	犬飼 博初	環境課長	上田 実
	産業部	部長	河瀬 広幸	次長兼 土木課長	水野 久夫
		次長兼 都市計画 課長	佐野 宗夫	下水道 課長	絹川 靖夫
		農政商工 課長	山田 晴雄		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	加賀 松利		
	水道部	次長	大河内幹夫		
	消防本部	消防長	上田 正治	消防署長	山内 巧
		総務課長	浅野 睦		
教育委員 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼教 育課長兼 図書館長	伊藤 芳樹	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 事務局	局長	松岡 英雄	書記	志治 正弘
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会議録 署名議員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)				
	3番	山田 邦夫	4番	米野 秀雄	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 蟹江町議会議員派遣について（報告）
- 日程第4 蟹江町議会議員派遣について
- 日程第5 請願第1号 国民健康保険、介護保険制度の改善を求める請願書
- 日程第6 請願第2号 子育て支援の拡充を求める請願書
- 日程第7 報告第1号 平成18年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 報告第2号 平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 議案第32号 蟹江町税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第33号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第34号 蟹江町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について
- 日程第12 議案第35号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第13 議案第36号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第37号 災害対応特殊救急自動車購入契約の締結について
- 日程第15 議案第38号 平成19年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第39号 平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 追加日程第17 議案第36号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事請負契約の締結について
- 追加日程第18 議案第37号 災害対応特殊救急自動車購入契約の締結について

○議長 菊地 久君

皆さん、おはようございます。

平成19年第2回蟹江町議会定例会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございました。

皆さんのお手元に議会運営委員会の報告書、議事日程及び請願書の写しが配付されております。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成19年第2回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には志治

正弘君を指名いたします。

ここで、去る5月30日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。
議会運営委員長 小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○議会運営委員長 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

去る5月30日午前9時より議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果を報告いたします。

まず最初に、会期についてでございますが、平成19年6月4日、本日より6月21日の18日間といたしました。

2つ目でございますが、議事日程について。

6月4日、本日午前9時より、議案上程（付託・精読）。付託につきましては、議案第36号、議案第37号。契約締結議案審議・採決、全員協議会等を行う予定になっております。なお、後でも申し上げますが、引き続き議員総会並びに互助会等を行うことになっております。

6月5日火曜日、午前9時より全員協議会。これは、本日の全員協議会が終了しない場合、継続してあす行うことといたしました。

6月7日木曜日でございますが、午前9時より総務民生常任委員会を開催いたします。付託案件は、請願第1号、請願第2号、議案第32号、議案第33号でございます。

午後1時30分より防災建設常任委員会を開催いたします。議案第34号、議案第35号を付託いたします。

6月12日、午前9時より本会議を開催いたします。一般質問を行います。当日、一般質問が終了して一定の時間があれば、議会運営委員会を開催させていただきます。

6月13日水曜日でございますが、午前9時より、前日一般質問並びに全員協議会等が終了しない場合、継続して行うことといたします。

6月19日、午前9時より議案審議・採決。終了後、議会運営委員会を開催いたします。

6月21日木曜日は予備日とさせていただきます。

3番、請願書の取り扱いについてでございます。

本議会には「国民健康保険、介護保険制度の改善を求める請願書」及び「子育て支援の拡充を求める請願書」が提出されまして、これにつきましては、本会議上程後、総務民生常任委員会に付託することといたしました。

4番目でございますが、意見書等についてでございます。

3月定例会後に提出されました下の1から7までの意見書の取り扱いについて、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し、協議することといたしました。

内容は、1番目、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービスの拡充を求める意見書
2番目、最低賃金を引き上げ、公契約における賃金・労働条件の改善及び均等待遇を求める意見書

3番目、労基法改定（ホワイトカラーエグゼンプション導入）反対、労働者保護のための労働法制を求める意見書

4番目、改憲促進につながる国民投票法制定、憲法9条改悪及び道州制導入の中止を求める意見書

5番目、日豪EPA／FTA交渉に対する意見書

6番目、最低賃金に関する意見書

7番目、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書

以上でございます。

5番目、議員総会、役員会及び総会の開催について。

最終日、19日の火曜日ですけれども、議会運営委員会終了後、開催することといたしました。最終日が予備日となった場合は、21日に開催することといたしました。

6番目、議員総会の開催についてでございます。

最終日、19日火曜日の議員互助会総会が終了後、開催することといたしました。最終日が予備日となった場合は、21日木曜日に開催することといたします。

次に、その他でございますが、下記のその他事項については、最終日、19日火曜日開催する議員総会において協議することといたしまして、大きく分けまして3つございますけれども、1つは、各種協議会等の出席の議員報告について。充て職によりまして各種の協議会に出席する場合の各それぞれの議員さんの発言など、あるいは論議された内容について議員全員が共有しようじゃないかということで、そのような提案があつて、この協議をすることといたしました。

次に、2番目、議会広報活動について。ア、議会だよりの内容の充実について、イ、クローバーテレビの導入について、ウ、ホームページの掲載について、それぞれ新設ないしは拡充をすることについて協議をすることといたしました。

3番目、その他でございますが、議員勉強会をできたら研究して、いろんな方法で開催してほしいというご意見もございましたので、これも協議することといたしました。

以上でございます。

（7番議員降壇）

○議長 菊地 久君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番山田邦夫君、4番米野秀雄君を指名いたします。

○議長 菊地 久君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6月21日までの18日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は18日間と決定いたしました。

○議長 菊地 久君

日程第3 「蟹江町議会議員派遣について(報告)」を議題といたします。

会議規則第121条ただし書きの規定に基づき、お手元に配付の文書のとおり、平成19年5月31日、飛島村で開催されました海部南部町村議長会役員会に山田乙三副議長を派遣いたしましたので、ご報告をいたします。

○議長 菊地 久君

日程第4 「蟹江町議会議員の派遣について」を議題といたします。

お手元に配付の文書のとおり、平成19年8月9日、名古屋市で開催予定の愛知県町村議会広報研修会に議会広報編集委員会委員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、お手元に配付の文書のとおり派遣することに決定をいたしました。

○議長 菊地 久君

日程第5 請願第1号「国民健康保険、介護保険制度の改善を求める請願書」

日程第6 請願第2号「子育て支援の拡充を求める請願書」

を一括議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号、請願第2号については、総務民生常任委員会に付託をいたします。

○議長 菊地 久君

日程第7 報告第1号「平成18年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

報告が終わったので、これより質疑に入ります。

ございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、報告第1号「平成18年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を終わります。

○議長 菊地 久君

日程第8 報告第2号「平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

報告が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、報告第2号「平成18年度蟹江町介護保険管理特別会計繰越明許費繰越計算書について」を終わります。

○議長 菊地 久君

日程第9 議案第32号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○6番 林 英子君

6番 林 英子です。

2つの問題についてお聞きしたいと思いますので、教えてください。

15ページの新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定であります。介護保険でも高齢者や障害者等が居住する既存の住宅について1割の本人負担で20万円、18万円はいいというふうになっていますが、これは介護の問題ですけれども、それと同時にこの30万円の自己負担があった場合、両方とも同時に認められるのかどうかということをもっと教えていただきたいと思っております。

それから、16ページの真ん中にあります上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例ですが、軽減税率が1年延長されますが、優遇される蟹江町

における人数と金額は幾らなのかを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○税務課長 長尾彰夫君

では、よろしく願いいたします。

今質問がありました新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定に適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、現在、介護の方で、最高20万円、自己負担が10%で2万円ということで介護で受けることができますが、私ども今回の改正のこのバリアフリーにつきましては、補助金等を除く自己負担額が30万円を超える者ということになりますので、介護保険の方で受けられた場合、自己負担が2万円でございますので、2万円というのは当然かかった経費から引いたものとなりますので、実際は30万円以上でございますので、実際の工事は約50万円ぐらい近い工事をやられないとバリアフリーの対象にはならないということになっております。

それから、あと、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例でございますが、ちょっと申しわけないです、私、きょう資料を持ってくるのを忘れまして、実際の数字はちょっと、今、正しい数字というのはお答えすることはできませんので、申しわけありませんです。

以上でよろしいでしょうか。

○議長 菊地 久君

林議員、1点目の質問。今の2点目は、資料が今、早急にすぐ出せないようでございますが、どうされますか。後でよろしゅうございますか。

(「後からにしてください」の声あり)

じゃ、後からお願いいたします。そして、全部それも同じように全員に配付できるようにお願いいたします。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は総務民生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長 菊地 久君

日程第10 議案第33号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は総務民生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

○議長 菊地 久君

日程第11 議案第34号「蟹江町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 上田正治君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○3番 山田邦夫君

3番 山田でございます。

表題に「消防賞じゅつ金」とあるわけですが、日本語として字引を引いてもどうやっても、この言葉は出てこないですね。行政用語として政令で出てきておるわけですがけれども、ショウジュツといたら、ほかの字で出てくるんですね。褒めたたえるという意味で出てくる。ジュツというのは「述べる」というのを当てている。ショウというのもほかの字を当てています、広辞苑を引きますとね。そういう意味で、国民にわかりにくい、町民にわかりにくい表題をそのまま使うというのはいかなるものかというふうに思うわけです。政令で言ってきたからしょうがないということですがけれども、少しご検討いただいてはどうか。「賞じゅつ金」で果たして町民にわかるのかどうかと思いますが、いかなるものでしょうか。

○消防長 上田正治君

変更するかどうかということは別にいたしまして、政令で定めてあるものでございますが、賞じゅつ金の中身でございますが、議員もお調べになって知ってみえるかと思いますが、再

度ちょっと述べさせていただきます。

賞じゅつ金といいますのは、消防吏員及び消防団員が災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、その功労が特に抜群と認められる場合において賞じゅつ金を授与することということにうたっております。

一応内容だけでございますが、述べさせていただきました。

○3番 山田邦夫君

今お話しのごことは、読めば大体そういうことだとわかるんです。ですけれども、「賞じゅつ」という言葉、単語そのものがわからないんです、日本語としてね。ですから、わかるような用語に行政用語も変えるべきでないかと。ただ、ここで変わらんかもわかりませんよ。しかし、一度意見を上部機関へ申し述べていただきたい。意味のわからん用語を、行政用語で、これで例えば蟹江町広報に賞じゅつ金のどうやら、条例を直したと書いてみても、町民はわからんわけです。そういうことを思いますので、この案そのものはこれで通しておくとして、少しこういう用語の使い方はどうしたものでしょうかと一度上へ聞いてみてください。お願いします。

○議長 菊地 久君

では、そのほかございませんか。

○6番 林 英子君

私も賞じゅつ金という問題についてわかりませんでしたので、お聞きをいたしまして、今、改めて。先に聞こうと思ったんですけれども、山田議員がお聞きになりましたが、蟹江町におきまして今までそのような方があったのかどうなのか聞いておきたいというふうに思います。賞じゅつ金の対象となった方。

○消防本部総務課長 浅野 睦君

当町では幸いにもそういった事例はございません。

○議長 菊地 久君

よろしいですね。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は防災建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

○議長 菊地 久君

日程第12 議案第35号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 上田正治君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

本条例に基づく請求の事例ですね、これの5年間ぐらいの推移の資料を総務民生常任委員会へ出していただければありがたいんですが。

(発言する声あり)

失礼しました、防災です。失礼いたしました。防災建設常任委員会へ、いや、全員に出していただければありがたいですね。

○議長 菊地 久君

わかりました。

ほかにごございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第1項の規定により、防災建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は防災建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

○議長 菊地 久君

日程第13 議案第36号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第36号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は精読にされました。

○議長 菊地 久君

日程第14 議案第37号「災害対応特殊救急自動車購入契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長 上田正治君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は精読にされました。

○議長 菊地 久君

日程第15 議案第38号「平成19年度蟹江町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○3番 山田邦夫君

2つお尋ねしますが、議会事務局で産休が出るわけですけれども、この間、町職員の中には産休、この数年間の間にお見受けしたような方もあります。できるだけ産休をきちっとっていただいて、また復職できるようにというのはいいことなんですが、そのたびに臨時的パートと言っていいかわからない、そういう採用されるのかどうか。金額からいうと、パートを採られるんだなど。

議会事務局にしても、そのほかの部局にしても、やや中堅的な女性が産休に入るときに、

本当に外からさっと採ったパートさんですね、どの程度の埋め合わせがつくのか。町本庁職員、本庁だけでなく、保育所まで入れると200何名いらっしゃると思うんですが、そういう中で部や課の枠を外れて弾力的に人を埋め合わせする、勉強させるというような人事管理というのは考えられないのかどうか。

民間でいうと、大事な部局へそんなに外からパートを雇うというのはしないんですね。パートを雇うのは、非常に端っこの問題はそれで済んでいるんです。逆に言うと、大事な職場のお茶酌みじゃないんですね。大事な仕事をしている人ですから、内部で6カ月なり、8カ月なり、あるいは1年なり勉強させながら、いい人を職員で使うと。そんな余裕は各部が、課がないという、もちろん言い張りをします。それが縦割りの非常に問題なところですね。だから、部や課のあれを、特に議会事務局は別局ですので、なかなか外から出してくれない。ですけれども、総務として全庁的に見れば、町職員の話ですから、僕はそう安易にパートでぱっと埋めるという考え方をしない方がいいんでないかと。厳しく厳しくやっておりますということでしょうけれども、より一層厳しく一度考えて内部でやると。限界を検討してもらいたいというのが。そこらはどうやって検討してこうなったか。議会事務局は別局で、外からは応援がほとんど入らないという雰囲気、さっところこうなっているのか、1つお伺いです。

2つ目は、県からの補助が来て、食育の問題、命を大切にする問題、英語教育の問題、出会いと体験の道場が来るわけですが、これ県の教育委員会が3月の予算か何かで決まってきたんでこれを受け入れるというのは非常に受け身ですね。そうすると、県がやろう、やろうとしているから、各町村がモデル的に、部分的にやらされると。蟹江町の発想ではないんです。言い出されたから一生懸命考える。教職員の間は年間のスケジュールがいろいろあって、いや、去年もあったから大体いいと思う項目もあるでしょうけれども、それでも学校が変わってくるわけですね。そういうテスト的な、部分的なやり方というのは、お金の使い方、労力の使い方として本当に効果を上げるのかどうか。項目はいいことに違いないんですけれども、全体にこのことは非常に重要だといって政策・施策的に教育活動としてやるという感じがしないわけです。そこら辺は受け身で立ってもらえるもんだからやる。やるけれども、現場の職員は比較的大騒動するということになっていないかどうか、この点をお尋ねいたします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

議会事務局の職員の臨時での対応というお話で、内部的な協議はどうだったということですが、当然私どもの方といたしましても、内部的にそちらの方にどうかできないとか、いろんな考え方を持って話はさせていただきました。ただ、7月1日、今回機構改革もございまして、それぞれの部局がぎりぎりで行っているというお話は、山田議員の方からも当然お話をいただいたんですが、そういったこともございます。それから、全体的な見

直しにつきましても、今後考えていかなければいけないということもございました。

前にも少しお話をさせていただきましたけれども、私どもの人事の定数管理削減の方が少し急落しておりまして、急降下しております。その関係でちょっと手当てするということですが今回は全くできませんというのが事実でございまして、そのあたりを議会事務局長の方とよく話をさせていただきました、今後についてはもちろんいろんな全体として考えるということと、来年度の採用も含めて、来年度に向けてはもう一度全体的な見方をし、それぞれの部局の内情とも精査しながらやるということで、今回はまずこの臨時職での対応ということをお願いした次第であります。

それぞれ内部的に人員をどのような、数字でございまして、定数を配置するかというところで、もう一度4月に向けては協議を進めて、検討したいというふうには思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

今回、県の方から幾つか委託金という格好で参りまして、それについて各小・中学校でやっていくという格好で今回補正を上げさせていただいたわけですが、受け身ではないかという、そういうお話でございまして。中には当然、県の方が教育の施策としてこういうことをやっていくということによって決まってきたもの、そういうものについて市町村の方でその事業をやっていくという格好になります。考え方としては、例えば食育のことについてもそうですが、どうしても市町村ではおくれがちというところも当然ありますので、こういうことをやっていったらどうだという県の方から施策的に方針が出て、じゃ町村としてはこういうことに向けて取り組んでみようと。だから、これを一つのきっかけとして新たに。

今回は実は、食育については学戸小学校が対象となるわけですが、学戸小学校が最初にやって、それぞれの学校に、自分の学校はこういうことを今回やったものだから、皆さんもこういう感じでどうでしょうと、そういうことで発表なりをして、いろんな学校にその経験を教えていくと、そういう感じで進んでおりますし、ほかの、例えば「あいち・出会いと体験の道場」というのは、実際的には職場体験のことを言っております。これは基本的に3日以上職場体験をやってくださいというのが県の方針でございまして、蟹江中学校にしても、北中学校にしても、既に職場体験というものは学校の授業といいますか、でやっておりますし、それを今回、県の方としては、なるべくいろんな学校にもそういう職場体験をやっていただきたいんだということで、既にやっている学校もあるんだけれども、やっていないところが当然あるものですから、そういうところもどんどんやってくれんかと。

一つのねらいというのは、やはりその職場に行くことによって、実際の仕事の難しさですとか、例えば言葉遣いですとか、マナーですとか、そういうものをやはり今の子供たちに身につけさせたいんだと、そういうことがありますので、そういうことで今回も、実は去年からこれはスタートしておりますけれども、県がこういうことをやりたいということで、それ

を受けて実際に進めていくという格好になっています。

英語活動のことも、実は蟹江町の場合は、小学校は既に外国の女性の方が来て各小学校の方に回っているという、そういう状況はあるんですが、これも愛知県下ではもうまちまちでやっているものですから、その辺を愛知県としては、それぞれの学校、独自のやるのも結構なことなんです。こういうことをやることによって、今回は新蟹江小学校がこれに当てはまるんですが、新蟹江小学校がことし1年やってみて、どういうことをやったということをご皆さんにまたお知らせをして、それを参考にしてまた各学校がやっていくという、そういう状況ですので、受け身ということも一つは考えられますが、それをうまいこときっかけとして、また生かしていくと、そういうふうを考えておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○3番 山田邦夫君

総務部次長から非常によく考えて打った手だというふうにお伺いしました。了としますが、例えば議員はこれ22人から16人に減っているんですね。発行する書類にしても、その他の動作にしても、22分の16。必ずしもやることは同じことやらんなんという言い方はありますけれども、減らしているわけです。そういう意味で、当初1人減るのかなと思っていたら、いや、臨時に使うということが起きております。

ほかにも、定員に比べてちょっと加速的に人が減っているんでは聞きますけれども、いや、あっちでもこっちでも結構使っていると。これはうわさの程度で、私は調べておりませんので、わかりませんが、どこでも泣きを入れますから、パート雇用的な人でどんどんやっちゃうわけですね。

それから、これから外部委託等もやると、人件費、経常費が何か別の経費で出ていくという形になりかねないわけです。よっぽど本当に経常経費というものを、人件費を減らす、トータルで減らすということは、正規雇用からパート雇用にする、それでも減りますけれども、さらにやっぱり内部の仕事のやり方を限られた範囲でやるという強い覚悟でもって、まさに行革の一端やっていかないと、ふたをあけてみると、1年たったら結構ほかで埋め合わせして仕事をしているということになりかねませんので。後ほど、人の減った分をどうやって仕事をやっているか。組織を変えたのか、やり方を変えたのか、多能化したのか、縦割りの枠を外してやったのか。そういう具体的な政策変更してやっていかないと、僕は今後やっていけないと思います。そういう意味で、今回のご答弁はそれで結構ですが、後ほどまた個人的には聞きたいと思っております。

以上です。

○議長 菊地 久君

ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第38号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は精読とされました。

○議長 菊地 久君

日程第16 議案第39号「平成19年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 石原敏男君

提案説明した。

○議長 菊地 久君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第39号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は精読とされました。

10時45分まで休憩といたします。

(午前10時27分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

○議長 菊地 久君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第36号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事請負契約の締結について」、議案第37号「災害対応特殊救急自動車購入契約の締結について」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、2議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長 菊地 久君

追加日程第17 議案第36号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

この際、関連してちょっと聞いておきたいわけでありますが、この下水道事業について、当初計画から比較しまして日程、資金計画等、順調にいつているかどうか。その進捗状況をちょっと聞かせておいていただきたいと思います。

○下水道課長 絹川靖夫君

答弁をさせていただきます。

議案の最後についておりますように、計画図へ色を塗ってありますが、すべて順調でございます。

(「資金計画もいいね、資金計画」の声あり)

○議長 菊地 久君

何か言ったか。

(「財政計画」の声あり)

財政計画ですか。

(「財政計画についてもう一度言ってください」の声あり)

○下水道課長 絹川靖夫君

借金の関係でしょうか。

(「いや、きょうの分も含めて全体として、当初の計画があったと思うんですよ。そのとおりにいつておるかどうか」の声あり)

○議長 菊地 久君

質問わかりましたか。

○下水道課長 絹川靖夫君

はい、わかりました。

○議長 菊地 久君

質問の要旨がわからなければ、もう一度質問してもらいますが、いいですか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

担当課長の方が工事等については順調に進んでおることをお答えしました。資金計画につきましても、14年度から18年度までに約12億5,000万円使っておりますが、一応その事業どおりに事業は進んでおりますし、また施工費につきましても、実際の計画よりも安くおさまっておりますので、順調にいつておると思います。ただ、今後どういう状況があるかもわかりませんので、その辺を慎重に対応しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

ただいまの小原議員の質問で、順調に経過をしているというお話がありました。施工費につきましても比較的安いというなお話がありましたが、少し確認をいたしますが、今回の8,600万円というものと、それから実際にやる距離ですけれども、先ほど合わせて701mという説明があったんですけれども、この数字的なことを見るとちょっと理解できませんので、これ701mで8,600万円ということでもずいぶんいいのかということと、それから、順次この管きょ布設工事やっておりますけれども、場所によって単価というのが変わってくるようなこともあると思うんですが、その場所による単価の変化というものはあるのかなのか。大体おおむね一律の単価でやれているものなのかどうか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○産業建設部長 河瀬広幸君

まず、1問目のご質問ですが、8,600万円、延長を含めて施工単価はどうかでござい
ます。

この8,600万円の内訳は、推進と開削工法がございまして、推進工法が延長310m、開削工
法が391m、合計701mの施工金額が8,600万円ということでございます。

あと、それから、推進と開削の施工の判断でございますが、蟹江町にとりましては、非常
に水がよく出ますし、なかなか難しいところでございます。一応下水道としては3mを基準
といたしまして、3m以下に下水道管きょを埋める場合は推進工法の採用、それ以上であれ
ば開削工法を標準的に利用しております。

施工単価は、やっぱり推進工法の方が高うございますので、できるだけ現状を判断しなが
ら、開削工法でやればやりたいと考えておりますが、ただ、建物の状況とかいろんな周り
の状況がございまして、推進工法も使わざるを得ないという状況になっております。

以上でございます。

○8番 中村英子君

わかりましたけれども、そうしますと、推進の方とそうでない方との単価は、場所によ
っても違うということでもありますけれども、おおよそ、そうすると3倍ぐらいは推進の方がか
かるというような認識でよろしかったでしょうか。その辺のところはどうでしょうか。

○下水道課長 絹川靖夫君

おっしゃるように、3倍でございます。例えば、開削でやって水が何かわいてきますと、
ウエルポイントをやります。そうしますと、その釜場の水を揚げる場合、家屋やなんかに影
響をしますので、部長が言いましたように、3mを基準にしてやらないと、業者もやれませ
んし、そういった形で推進工法で対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいた
します。

○議長 菊地 久君

ほかに質疑はないですか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

なしの声があります。討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長 菊地 久君

追加日程第18 議案第37号「災害対応特殊救急自動車購入契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

指名人ですけれども、2社しかないわけなんですよね。これはどういう理由で。いくらでも指名人として指名できる状況の業者はたくさんあるだろうと思うんですけれども、結果として2社しかなかったのか、何かやっぱり障害があって2社しかできないのか、ちょっと聞かせていただけませんか。

○消防署長 山内 巧君

それでは、指名人が2社になった理由についてご説明を申し上げます。

蟹江町建設工事入札取扱内規第2条によりますと、1,000万円以上3,000万円未満につきましては、おおむね7社以上選定することになっておりますが、現在、国内で高規格の救急自動車を製作しておるメーカーがトヨタと日産、2社しかないということになります。

それと、もう一つは、販売について、平成17年に薬事法の改正によりまして、救急車に搭載いたします除細動器、輸液用資機材、こういったものは高度管理医療機器等の販売業の許可が要るようになりました。それで、今回、指名願の届け出、救急用車両を扱っておるところは8社ございましたが、このトヨタと日産の系列のディーラー以外につきましては、例えば病院だとか、それから介護施設、こういったところの搬送用の救急車両、こういったものは扱っておりますけれども、高規格の救急自動車は扱っていないだとか、また高度管理の医療機器等の販売業の許可がないということで、2社のみの選定となったわけでございます。

よろしく願いいたします。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

積載資機材についてお伺いしますけれども、蟹江町は今までも特殊救急自動車というのは持っておりますね。この搭載している中身ですけれども、これにプラスというようなものがあるのか、従来どおりと同じような積載内容であるのか、その変化がありましたら、その変化についてのご説明をお願いしたいと思います。

○消防署長 山内 巧君

今回整備する高規格救急自動車は、普通救急自動車に更新に当たるものでありますが、実は最近ですと、平成16年度に同様の型の高規格の救急自動車を整備しております。今回、それに比べて若干追加附属品をつけてございます。その主なものとしては、例えば二酸化炭素の濃度の測定器。これは、気管挿管の救命士が誕生いたしましたので、気管挿管が肺の方に直接入っておるかどうか、二酸化炭素の濃度を測定して調べる器械であります。こういったものであるとか、あと、救急隊員がトレーニングをする高度のトレーニングのシミュレーター、こういったものが入っております。

以上でございます。

○議長 菊地 久君

いいですか。

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午前10時56分)